

貸付金の借り受けは計画をもって有効活用！

貸付金の不良債権化防止にご協力をお願いします！！

本組合の貸付事業では、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を目的として必要な費用を貸付けています。

本組合では、申請者から提出のあった書類を審査の上、返済に無理のない状況であると判断した場合に貸付けを行っていますが、近年貸付金の返済が滞ってしまう**不良債権**となるケースが増加傾向にあります。

※**不良債権**とは、回収が困難となった債権であり、元本又は利息の支払いが3カ月以上滞っている貸し出し金や当初の条件どおりに返済できない場合の債権を指します。

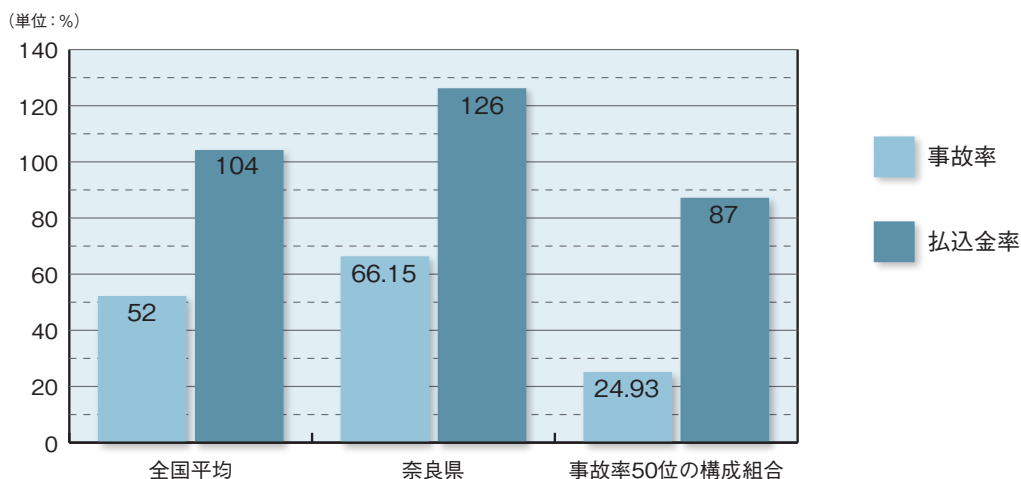
本組合では、**貸付金の不良債権化を『貸付事故』**とし、その未収債権の補てんには全国市町村職員共済組合連合会が代表契約者となる民間損害保険の『保険金』を充当しています。この保険金については、全国の共済組合が共同で積み立てているものですので、一件の貸付事故でも全国の共済組合に影響を及ぼすこととなります。

もちろん、本組合でも、未回収の貸付金に関して、回収・償還終了を目指していますが貸付事故者となった方の中には、共済組合以外の金融機関からも借り受けているケースが多いため、全額を回収することは困難な状況にあります。

本組合の貸付事業の現状については、自己破産や民事再生手続などの**貸付事故者は295件**（※平成25年3月末現在）で**全国ワースト1位**となっています。このことにより、事故割合等で算出される貸付保険の**保険料負担割合も全国一、大きくなっています**。（下図参照）

本組合の貸付事業は、組合員の皆さんが退職された後、生活の支えとしていただく**貴重な年金資金の積立金を原資**として、行われています。既に貸付金を借り受けておられる方、また、今後新たな貸付を希望される方におかれましては、当該貸付事業の現状をご理解いただくと共に、その他の金融機関を含めた今現在のご自身の借り入れ状況や償還能力等を十分にご確認いただきまして引き続き貸付事故防止への一層のご理解とご協力をお願いします。

貸付債権共同保全払込金率及び貸付事故率



※事故率：貸付金残高に対する保険金の割合

※払込金率：貸付金残高100万円に対する割合